

昭和51年度

学 生 便 覧

熊本女子大学

## 学 年 暦

前 期 (4月1日から10月20日まで)

- 4月 1日 学年ならびに前期始め
- 4月13日 入学式
- 4月14, 15日 オリエンテーション
- 4月16日 前期授業開始
- 5月 2日 開学記念日
- 7月11日 } 夏季休業
- 9月11日 }
- 9月13日 夏季休業明け授業開始
- 10月 7日 } 前期定期試験
- 14日 }

後 期 (10月21日から3月31日まで)

- 10月21日 後期授業開始
- 12月25日 } 冬期休業
- 1月10日 }
- 1月11日 冬期休業明け授業開始
- 1月25~31日 第4年次後期定期試験
- 2月23日 } 第3年次以下後期定期試験
- 3月 5日 }
- 3月10日 卒業式
- 3月25日 春季休業
- 4月10日

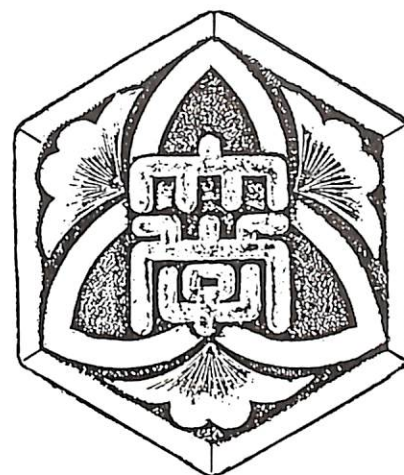
(日次は年により変更することがある)

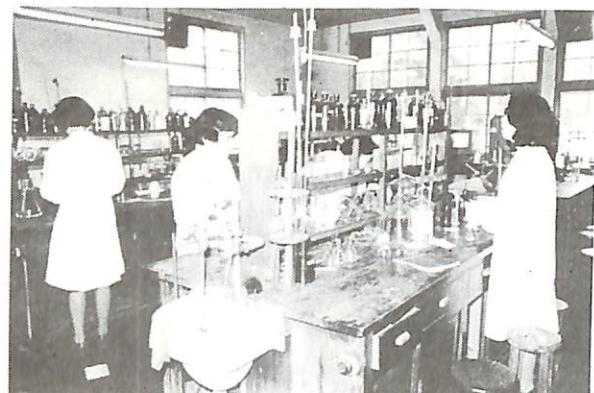
## 学 生 便 覧

### 掲 載 順 目 次

I 沿革概要	9
II 校歌・学生歌	11
III 熊本県条例・規則	13
1. 熊本県立大学条例	13
2. 県立学校授業料等徴収条例	14
3. 熊本女子大学学則	15
IV 熊本女子大学規程・内規等	24
1. 授業科目に関する規程	24
2. 履修に関する内規	33
3. 試験に関する規程	33
4. 学生の受験心得	38
5. 卒業論文取扱いに関する内規	39
6. 教育実習履修基準	40
7. 願出及び届出等に関する内規	41
8. 図書閲覧に関する学生心得	46
9. 授業料免除規程	50
10. 補導委員規程	50
11. 学生自治会施設使用規程	51
V 大学関係法令	52
1. 教育基本法	52
2. 学校教育法及び学校教育法施行規則	52
3. 大学設置基準	53

4. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則 .....	53
5. 栄養士法及び同施行規則 .....	59
VI 学生生活の案内 .....	65
1. 学生部の事務分掌 .....	65
2. 学生課関係 .....	66
(1) 身上相談 .....	66
(2) 学生身上カード .....	67
(3) 保健衛生 .....	67
(4) 学生証 .....	67
(5) 奨学制度 .....	67
(6) アルバイトのあつ旋 .....	70
(7) 就職のあつ旋 .....	71
(8) 学生寮、間借、下宿のあつ旋 .....	71
(9) 学生団体、集会、掲示、施設使用 .....	71
(10) 大学の掲示 .....	72
(11) 課外活動 .....	72
(12) 通学証明書と学生証 .....	73
3. 教務課関係 .....	74
(1) 学習の関係 .....	74
(2) 各種証明書の発行 .....	75
(3) 学部の事務 .....	75
VII 付 録 .....	76
1. 大学の組織及び取扱事務 .....	76
2. 職員一覧表 .....	78
3. 熊本女子大配置図 .....	85





## 項 目 別 索 引

### I 大学の概要

1. 熊本女子大学の設置	熊本県立大学条例	13
2. 熊本女子大学の沿革		9
3. 熊本女子大学の目的	学則第1条	15
1) 教育の目的と方針	教育基本法	52
2) 大学の目的	学校教育法	52
4. 学部、学科について	学則第2条	15
5. 学生の定員について	学則第37条	20
6. 附属図書館について	図書館学生心得	46
7. 組織、運営及び職員について	巻末一覧表	76

### II 学籍及び授業料

1. 学籍について	学則第7章	18
1) 入学について	学則23条~28条	18
2) 欠席について	願出及び届出内規(1)	41
3) 休学について	学則第29条	19
4) 身分の異動	願出及び届出内規(4)	42
5) 転学、転科、退学	学則第30条	19
6) 除 籍	学則第32条	19
2. 授業料等	学則第33条	20
1) 授業料について	授業料条例	14
2) 授業料免除	免除規程	50
3) 授業料滞納	学則第32条	19
4) その他の費用	授業料条例第5条~8条	14

### Ⅲ 大学における授業

1. 学部、学科	学則第2条	15
2. 授業科目	学則第3条及び第4条	15
3. 授業科目と単位数	授業科目規程	24
2) 教職課程科目	授業科目規程	31
3) 教職の教科に関する科目	教員免許法別表	57・31
4) 栄養士養成課程科目	授業科目規程	32
4. 単位について	学則第14条～17条	16
	試験規程第16条～18条 及び24条	35・36
	大学設置基準第25条、26条	53
5. 授業日数	大学設置基準第27条	54
6. 学年暦		
1) 学年学期	学則第21条	18
2) 休業日	学則第22条	18
3) 試験に関する日程	試験規程附表	37
4) 学校行事等	巻頭附表	
7. 教育課程の編成	大学設置基準第28条	54
8. 授業の方法	大学設置基準第30条	54

### Ⅳ 学修について

1. 履修方法について		
1) 履修目標		
① 卒業要件(学士号要件)	学則第17条	16
② 免許資格要件	学則第4条、第18条	15・17
2) 履修計画		

① 履修年限	学則第9条	15
② 授業暦、開講科目		
授業時間割	学期始めに公示する	
3) 履修科目の決定と届出	学則第10条、11条	16
	履修に関する内規	33
4) 教職課程の履修	学則第18条による授業科目	30
	教育職員免許法	54
	教育職員免許法施行規則	57
	教育実習履修基準	40
5) 栄養士課程の履修	学則第4条による授業科目	30
	栄養士法及び施行規則	59
6) 学習上の注意	学生生活の案内	
2. 図書館の利用法	閲覧心得	46
3. 課程終了		
1) 試験	学則第12条～14条	16
	試験規程	33
	学生の受験心得	38
① 追試験	試験規程第7条～9条	34
② 再試験	試験規程第10条～12条	34・35
2) 卒業論文	学則第16条、17条	16
	卒業論文取扱内規	39
4. 成績認定	学則第14条	16
	試験規程第15条～24条	35・36

### Ⅴ 卒業

1. 卒業資格(卒業要件)	学則第17条	16
2. 卒業及び学士号	学則第19条、20条	17

3. 教員免許	教育職員免許法	54
4. 栄養士免許	栄養士法	59

## VI 学生生活について

1. 賞罰に関する規程	学則第49条、50条	21
	学校教育法施行規則	53
2. 補導、厚生に関すること	補導委員規程	50
3. 自治会	施設使用規程	51
4. 奨学生	奨学制度	67
5. 身分の異動	願出、届出内規(4)	42
6. 学外活動	願出、届出内規(5)	42
7. 身体検査等	願出、届出内規(6)	42
8. 集会、出版等	願出、届出内規(7)	42
9. 学生生活の案内	(1) ~ (12)	65-75

## VII その他

1. 大学の組織と取扱事務	76
2. 職員一覧表	78
3. 建物配置図	85

## I 沿革概要

昭和22年	3月31日	熊本県立女子専門学校として発足
昭和24年	3月25日	熊本女子大学設置について文部大臣より認可
	4月1日	熊本県立女子専門学校校長医学博士北村直躬初代学長となる
	5月2日	第1回入学宣誓式举行
	5月21日	開学記念式举行
昭和26年	2月28日	教職課程設置について文部省より承認
	3月31日	熊本県立女子専門学校自然廃校
	4月1日	栄養士養成施設として生活学科が厚生大臣より指定
昭和28年	1月31日	学部名称変更(学芸学部を文家政学部に)学科名称変更(生活学科を家政学科に)学生定員増加(家政学科40名を60名に)について文部省より承認
	3月3日	第1回卒業証書授与式举行
昭和29年	11月18日	文部大臣より教育職員免許法第5条別表第1備考第1号の規定に基づく正規の課程の認定を受ける
昭和31年	3月11日	教育職員免許状授与の所要資格取得課程として、本学の聴講生の課程が文部大臣より認定
昭和32年	3月22日	学生定員増加(家政学科60名を80名)について文部省より承認
昭和33年	2月17日	学生定員増加(文学科国文学専攻20名を40名)について文部省より承認
昭和35年	1月20日	学科増設(文学科国文学専攻を国文学科に、文学科英文学専攻を英文学科に1学科増設)について文部省より承認
昭和37年	12月20日	学科増設「食物学科(学生定員40名)」、学生定員変更(家政学科80名を50名、国文学科40名を50名、英文学科20名を40名)に
昭和38年	4月1日	栄養士養成施設として食物学科が厚生大臣より指定
昭和40年	5月25日	創立15周年記念式典举行
昭和42年	11月1日	教授村中末吉第二代学長となる
昭和44年	5月17日	創立20周年記念式典举行
昭和46年	11月1日	教授 柿村峻 第三代学長となる
昭和50年	11月1日	教授 阿波保喬第四代学長となる

二 熊本女子大学校歌

(昭和35・4・26制定)  
 村中史朗 作詞  
 信時 潔 作曲

一、 見はるかす 阿蘇の山なみ

新しき 朝の光よ

むらさきに 山にはいて

ときいろに 輝く校舎

集ひくる 乙女を見よや

科学する 叡知の瞳

思索する 清きおもさし

さわやけき みどりの風は

若き日の よろこび歌ふ

ああわれら 命たたへん

二、 まかがよふ 空をかぎれる

金峰の 峰の光よ

静もれる 夕の学園

夢多き 乙女の胸の

琴線に 触るるは何ぞ

人の世に 愛をもとめて

真理への 道をたどらん

さわやけき みどりの風は

若き日の 望みを歌ふ

ああわれら 命たたへん

村中史朗 作詞  
 信時 潔 作曲

熊本女子大学校歌

さわやかに

みま はか るが かな すふ あせ そら のを やか まぎ なれ みる あき  
 たん ら 鮮 しー きん あみ さね のの ひひ かか りり よよ  
 らんじ さも きれ なる やの まふ ほへ のの ほが くひ え てん とめ  
 きめ いお ろお ー にき かを がと やめ のの ね 六の つき  
 どん いせ くん るに おふ とそ める をは みな よに やぞ けいひ  
 ごと くの すよ るに えい いち らを のも ひと とめ みて しし  
 さん くり すへ るの きみ よら きを おた もど ざら しん さきさ  
 はは やや けい きき みん こし りり のの かか げぜ はは りわ  
 かか きき ひの のの よの ろぞ こみ びを うた たた ふふ ああ  
 ああ われら らら いの らら たた たた 二 へん

### III 熊本県条例・規則

#### 1. 熊本県立大学条例

(昭和39年3月31日熊本県条例第45号)

(設置)

第1条 熊本県に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学を設置する。

(名称、位置等)

第2条 大学の名称、位置及び学部は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	学 部
熊 本 女 子 大 学	熊本市大江2丁目7番1号	文家政学部

(附属図書館)

第3条 大学に附属図書館を置く。

(講 座 等)

第4条 大学の学部に置かれる講座又はこれに代わるべきものの種類その他必要な事項は、知事が定める。

(職 員 等)

第5条 大学に置かれる職の種類については、知事が定める。

(委 任)

第6条 この条例又は他の法令に定めのあるもののほか、大学の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

#### 熊本女子大学学生歌

(昭和38年8月2日  
熊本女子大学創立15周年を記念して)  
笹村 原中 史朗 作詞  
いね 作曲

一、

悠久とはに 変らざる  
阿蘇の山なみ 抑ぐとき  
春草萌ゆる この大地  
託麻の原の 土の香に  
自然の息吹き 感じつつ  
真理きわめん 情熱の  
かげろうのごと もえたちて  
希望は胸に ふくらみぬ

三、

棕櫚の葉かげに 憩ふとき  
南の山の 谷間より  
白き夏雲 湧き立ちて  
緑の風は 頬を撫づ  
朝な夕なに 進みゆく  
文化の遺産 うけつぎて  
学びつとむる 乙女らの  
瞳を見ずや その叡知

二、

西金峰の 山はだを  
秋の紅葉の 染むるとき  
思索の歩み 深みゆく  
額にかかる わくら葉を  
手にとりもちて ひとりこつ  
短き生命の 一こまも  
愛のともしび かかげつつ  
人の心を 照らさばや

四、

平和の鐘は 鳴りひびき  
歴史は古き 城頭に  
女子大学は うまれたり  
今この原に 聳えたり  
みどりのいらか 幾星霜  
しだるる梅の 匂ふごと  
清き学風 うちたてて  
ともに誇らん 吾が女大



## 2. 県立学校授業料等徴収条例

(昭和23年6月17日県条例第18号) 抜粋

第1条 この条例は、県立学校の授業料等の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 県立大学に在籍する学生の授業料は、1人につき年額9万6千円とする。

2 前項の授業料は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該中欄に掲げる金額を、当該下欄に掲げる期限までに納付しなければならない。ただし、本人の希望により、年額を月割りし、毎月末日までに納付することができる。

区 分	金 額	納 付 期 限
第 1 期	32,000円	4月30日
第 2 期	32,000円	9月30日
第 3 期	32,000円	1月31日

第3条 病気その他正当な理由により欠席した場合においても、学籍にある間は授業料を徴収する。

ただし、休学が全月に及ぶものは、月割をもってその月の授業料を免除する。

第4条 特に学長並びに学校長において必要と認めた場合は、知事の承認を得て授業料を減額し又は免除することができる。

第5条 県立学校に入学しようとする者(聴講生として入学しようとする者を除く。)は、次に掲げる各号の手数料を、入学願書提出の際、志望する学校に納付しなければならない。

4 大 学 1人につき 7千5百円

第5条の2 前条の手数料は、いかなる理由があっても返さない。

第6条 大学の聴講生は、5千円の入学金及び1単位につき千六百元の聴講料を聴講生としての入学の許可のあった日から10日以内に納付しなければならない。

第7条 県立学校に入学を許可された者は、次に掲げる各号の入学金(前条に規定する入学金を除く。)を当該学校に納付しなければならない。

4 大 学 1人につき 県内3万3千円 県外 5万円

第8条 県立学校において、卒業証明書、修了証明書、在学証明書、成績証明書及び単位修得証明書を発行するときは、各1通につき百円の手数料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず県立学校に在籍する学生又は生徒の申請に対してする前項の証明書の発行については、手数料を徴収しない。

附則略

昭、5.1.4.1 施行……授業料等の金額改正 (新入生より適用)

## 3. 熊本女子大学学則

(昭和38年6月29日規則第36号)

### 第1章 目 的

(大学の目的)

第1条 熊本女子大学(以下「大学」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の定めるところに基づき、女性最高の教育研究の機関として、広く一般教育を授けて高い知性と清純の品性を養うとともに深く専門の学芸を教授して創造と応用の能力を豊かならしめ、もって社会の福祉と文化の向上に貢献し得る有為の女性を育成することを目的とする。

### 第2章 学部及び学科

(学部等)

第2条 大学に文家政学部を置き、学部を分けて、次の4学科とする。

- 1 家 政 学 科
- 2 食 物 学 科
- 3 国 文 学 科
- 4 英 文 学 科

### 第3章 授 業 科 目

(授業科目の区分)

第3条 大学の授業科目は、その内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目及び教職課程科目とする。

(授業科目及び単位数)

第4条 前条に規定する区分ごとの授業科目及びその単位数並びに栄養士の資格を得ようとする者が履修しなければならない授業科目及びその単位数は、学長が別に定める。

### 第4章 履修方法、課程修了及び卒業の認定

(修業年限等)

第9条 大学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年をこえることができない。但し、休学期間はこれに算入しない。

(履修授業科目の届出)

第10条 学生は、毎学期の始めに、履修希望の授業科目を学長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(他学科生の聴講)

第11条 学生は、学長の許可を受けて、所属しない学科の授業科目を聴講することができる。

(授業科目試験)

第12条 授業科目の修了の認定は、授業科目試験によって行なう。

2 授業科目試験の施行日は、当該授業科目の課程を終了した後とする。但し、特別の事情がある場合には、この限りでない。

第13条 学生は、履修授業科目について、所定の出席基準に達しなければ、当該授業科目の試験を受けることができない。

第14条 授業科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(単位の計算方法)

第15条 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。

2 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習をもって1単位とする。

3 実技、実習及び実験については、学修はすべて実験室、実習場等で行なわれるものとし、毎週3時間15週の実技、実験又は実習をもって1単位とする。

(卒業論文審査)

第16条 卒業論文審査は、必要に応じ、口頭試問をあわせて行なうことができる。

2 卒業論文審査に合格した者には、6単位を与える。

(卒業資格)

第17条 卒業資格の認定を得るためには、次表に掲げるところにより、単位を取得しなければならない。

区 分	授 業 科 目	最 低 取 得 単 位 数
一般教育科目	人文、社会若しくは自然の分野又はこれらの分野のうち、2以上の分野の内容を総合したもの	36単位 (人文、社会及び自然の分野については、それぞれ最低8単位を必ず含むものとする。)
外国語科目	英 語	8単位
	ドイツ語又はフランス語の2科目のうち、いずれか1科目	8単位
	計	16単位
保健体育科目	講義及び実技	4単位
専門教育科目	学長が別に定める授業科目	76単位 (卒業論文6単位を必ず含むものとする。)
合 計		132単位

(教育職員の資格)

第18条 教育職員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の定めるところにより、教職課程科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

## 第5章 卒業及び学士号

(卒業)

第19条 学長は、第17条の規定により卒業資格の認定を受けた者には、その卒業を認め、卒業証書(別記様式1)を授与する。

(学士号)

第20条 前条の規定により卒業した者は、家政学科及び食物学科にあっては家政学士、国文学科及び英文学科にあっては文学士と称することができる。

## 第 6 章 学年、学期及び休業日

### (学年等)

第 21 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前 期 4 月 1 日から 10 月 20 日まで

後 期 10 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで

### (休業日等)

第 22 条 休業日は、次の各号に掲げるところによる。ただし、学長は、第 1 号の場合を除き、授業の都合により、これを変更することができる。

1 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

2 日 曜 日

3 開学記念日 5 月 2 日

4 春季休業日 3 月 25 日から 4 月 10 日まで

5 夏季休業日 7 月 11 日から 9 月 10 日まで

6 冬季休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 10 日まで

2 臨時休業日については、学長がそのつど定める。

## 第 7 章 入学、休学、転学、退学及び除籍

### (入学時期)

第 23 条 学年の入学時期は、学年の始めとする。

### (入学許可)

第 24 条 入学は、次の各号の 1 に該当する者について、選考のうえ、学長が許可する。

1 高等学校を卒業した者

2 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

3 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

4 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者

5 文部大臣の指定した者

6 大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)により文部大臣の  
行なう大学入学資格検定に合格した者

### (再入学)

第 25 条 学長は、やむを得ない理由により退学した者で、さらに同一学科に入学を志願するものについては、前条の規定にかかわらず、特に入学を許可することができる。

### (入学手続)

第 26 条 前 2 条の規定により入学の許可を受けた者は、別に定めるところにより、所定の期日までに手続をしなければならない。

### (宣 誓)

第 27 条 入学の許可を受けた者は、入学の際に、所定の宣誓をしなければならない。(別記様式 2)

### (入学許可取消し)

第 28 条 学長は、入学の許可を受けた者が前 2 条の手続きをとらないときは、入学許可を取り消すことができる。

### (休学及び復学)

第 29 条 学生は、疾病その他の事故により、引き続き 2 月以上修学することができない場合には、学長の許可を受けて休学することができる。

2 前項の休学は、1 年を越えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得てなお 1 年以内の休学をすることができる。

3 休学の理由がやんだときは、学長の許可を受けて復学することができる。

### (転学、転科及び退学)

第 30 条 学生は、転学、転科又は退学しようとするときは、その理由を付して、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

### (編 入 学)

第 31 条 学長は、学士号を有する者又は他の大学に在学した者で、編入学を願った者については、選考のうえ、これを許可することができる。

### (除 籍)

第 32 条 学長は、学生が次の各号の 1 に該当する場合には、除籍することができる。

1 在学期間 8 年におよびなお卒業資格を得られない場合

2 授業料の納付を怠る場合

## 第 8 章 授業料その他の費用

(授業料等)

第 3 3 条 授業料その他の費用の徴収については、県立学校の授業料等徴収条例(昭和 2 3 年熊本県条例第 1 8 号)の定めるところによる。

## 第 9 章 (略)

## 第 1 0 省 (略)

## 第 1 1 章 学生 の 定 員

(学生の定員)

第 3 7 条 学生の定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |   |      |       |     |     |      |
|---|------|-------|-----|-----|------|
| 1 | 家政学科 | 毎年入学者 | 50人 | 総定員 | 200人 |
| 2 | 食物学科 | 毎年入学者 | 40人 | 総定員 | 160人 |
| 3 | 国文学科 | 毎年入学者 | 50人 | 総定員 | 200人 |
| 4 | 英文学科 | 毎年入学者 | 40人 | 総定員 | 160人 |

## 第 1 2 章 別 科

(別 科)

第 3 8 条 大学に別科を置くことができる。

- 2 別科に関して必要な事項は、学長が定める。

## 第 1 3 章 図書館及び研究施設

(附属の図書館)

第 3 9 条 大学に附属の図書館を置く。

- 2 図書館に関して必要な事項は、学長が定める。

第 4 0 条 (略)

## 第 1 4 章 聴講生、外国人学生及び委託研究生

(聴 講 生)

第 4 1 条 学長は、学生でない者で、大学所定の授業科目の聴講を希望するものについては、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続により、学長に願い出なければならない。
- 3 聴講生に関して必要な事項は、学長が定める。

(外国人学生)

第 4 2 条 学長は、外国人で入学を志願する者については、選考のうえ、許可することができる。

(委託研究生)

第 4 3 条 大学の卒業生又はこれと相当の学歴を有する者を委託研究生として大学において特定の研究を行なわせようとする者は、その旨を学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願出があったときは、教授会の議を経て、許可することができる。

3 委託研究生の研究に必要な費用は、委託者の負担とする。

## 第 1 5 章 (略)

## 第 1 6 章 (略)

## 第 1 7 章 (略)

## 第 1 8 章 賞 罰

(表 彰)

第 4 9 条 学長は、学生の本分を全うし、特に他の模範となると認められる者があるときは、これを表彰する。

(懲 戒)

第 5 0 条 学長は、学生が次の各号の 1 に該当する場合には、教授会の議を経て、懲戒に処することができる。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められる場合
  - 2 学業劣等で成業の見込がないと認められる場合
  - 3 正当の理由がなくて出席常でない場合
  - 4 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した場合
- 2 前項の懲戒は、訓告、謹慎、停学及び退学とする。

## 第 1 9 章 雑 則

(雑 則)

第 5 1 条 この学則に定のあるものを除くほか、必要な事項は、学長が定める。